



誰もが自分らしく生きることができる
社会の実現を目指す実行プラン



荒川区
男女共同参画
社会推進計画
(第6次)



令和8(2026)年3月
荒川区



はじめに

近年、働き方改革や女性活躍の推進、SDGsの理念の浸透など、男女共同参画・ジェンダー平等をめぐる社会的要請が一層高まるとともに、配偶者等からの暴力や、貧困、孤立など、女性を取り巻く困難は複雑化・複合化しています。

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人々の切実な願いです。

しかしながら、男女共同参画・ジェンダー平等に関しては道半ばであり、昭和から平成、令和と時代が移る中で、様々な考え方が生まれ、多様性が次第に受け入れられてはいますが、社会の理解が十分であるとは言いがたい状況です。

区ではこのたび、「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン～男女共同参画社会推進計画(第6次)」を策定いたしました。

本計画では、基本理念に「全ての人々が自分らしく生きることができる 誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現」を掲げ、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を最大限に発揮できる環境を整備するとともに、多くの方々がジェンダー平等について考え、行動に移せるよう、様々な施策を全力で進めてまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力を賜りました権丈英子会長を始め、区民会議委員の皆様、貴重な御意見をお寄せくださった区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8(2026)年3月

荒川区長
滝口 学



目次

第1章 計画の枠組み	1
1 計画策定の目的	2
2 計画策定の背景	2
(1) 国際社会の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 東京都の動き	6
(4) 荒川区の取組	7
3 計画の位置付け	8
4 計画の概要	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画策定の体制	9
(3) 計画の進捗管理・評価	9
(4) 計画の見直し	9
第2章 基本的な考え方	11
1 現状と課題	12
(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上	12
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備	14
(3) 生活と社会活動の調和	16
(4) 計画推進のための体制の整備	21
2 計画の基本理念及び基本目標	22
3 計画の体系	24
第3章 施策の方向性と施策	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	28
1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり	29
2 多様性の理解促進と地域における協働の促進	34
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する	38
1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実	39
2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備	43
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る	46
1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成	48
2 家庭における役割分担の見直し	50
3 誰もが働きやすい環境づくり	54
4 ライフステージに応じた健康づくり	58
5 様々な人に配慮した防災対策の促進	62

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する	64
1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	65
2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実 ..	68
第4章 計画の推進に向けて	71
1 計画の推進体制と点検・評価	72
参考資料	73
用語解説	74
荒川区男女共同参画社会推進区民会議設置要綱	76
荒川区男女共同参画社会推進区民会議委員名簿	78
荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱	79
荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過	81
荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果	82
第49回荒川区政世論調査（抜粋）	88
第50回荒川区政世論調査（抜粋）	115
令和6年度荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査（抜粋）	118
荒川区子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査（抜粋）	120
関連法令	123
男女共同参画社会基本法	123
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	129
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	145
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	156

※令和8年4月1日付で組織改正を予定しているため、本計画は令和8年4月1日以降の組織名を記載しています。